

### 第3章 福岡県における耐震化の課題

## 1. 耐震化の目標

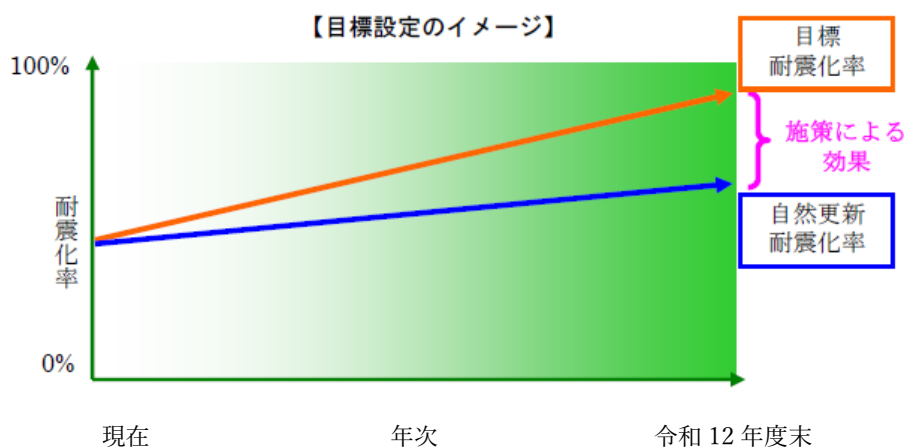
### 1-1. 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国土強靱化アクションプラン 2015 において、耐震化率の目標を特定建築物、住宅共に 95% (R2) と示している。

また、福岡県は、福岡県耐震改修促進計画において、令和 2 年度末までの耐震化率目標を特定建築物、住宅共に 95%となっている。

本町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、本町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとする。

### 1-2. 目標設定の手順



築上町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、自然更新による耐震化率の向上も踏まえ、総合的な目標として令和 12 年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通）      令和 12 年度末までに耐震化率 = 95%

区分	全棟数 (棟)	昭和 57 年以降の 建築物 (棟)	昭和 56 年以前の建築物		現在の耐震化率 (%)	耐震化率の目標 〔令和 12 年度末〕 (%)
			棟数 (棟)	うち耐震性あり (棟)		
特定建築物	40	28	12	7	87.5	95.0
住宅	7,237	3,206	4,031	1,116	59.7	95.0

●目標達成のためには、特定建築物の耐震改修を約 4 棟、住宅の耐震改修を約 2,553 棟実施する必要がある。

## 2. 計画の骨子

### 1) 耐震化の基本方針

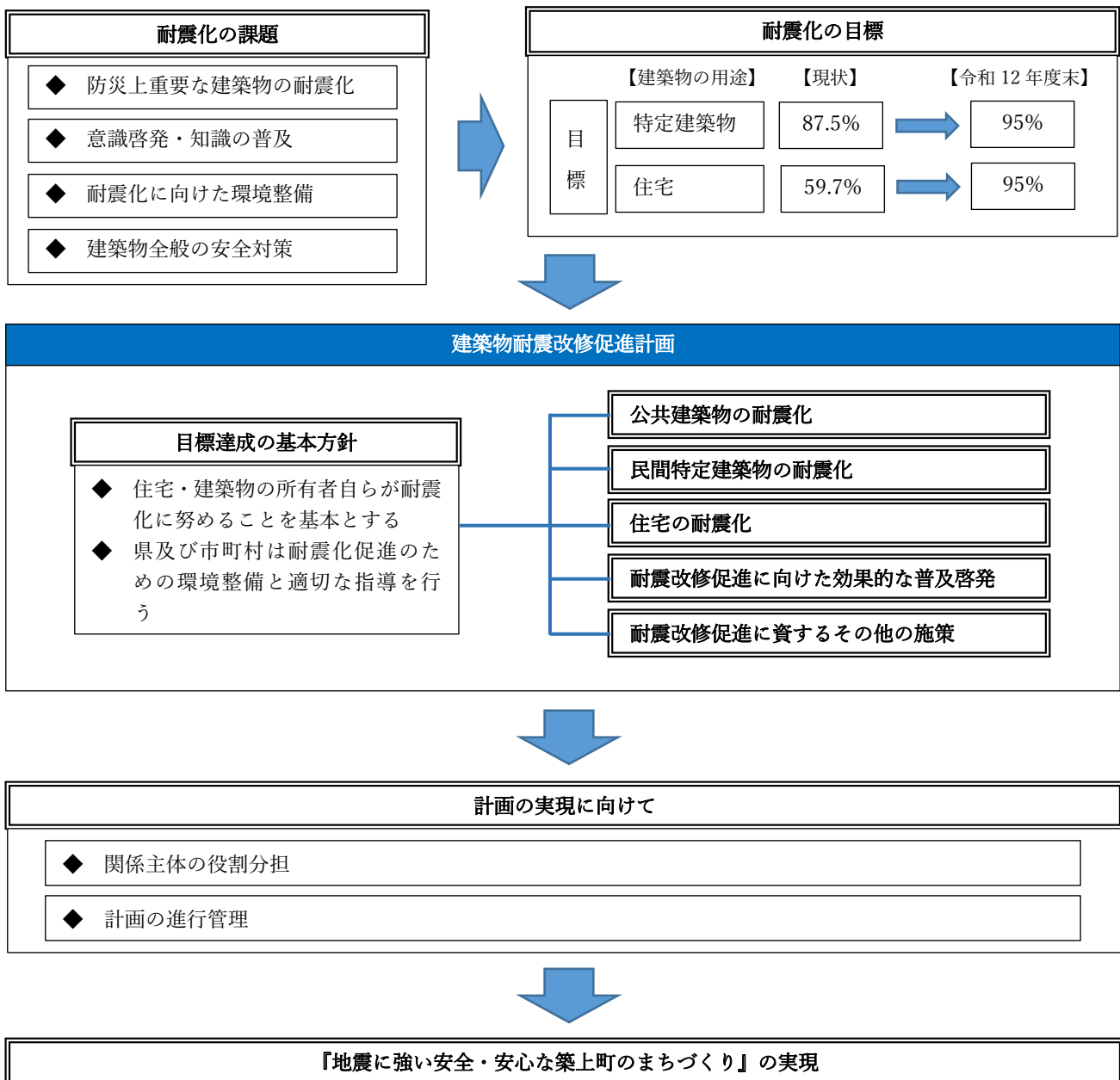
住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、築上町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

- ◆ 住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- ◆ 町は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

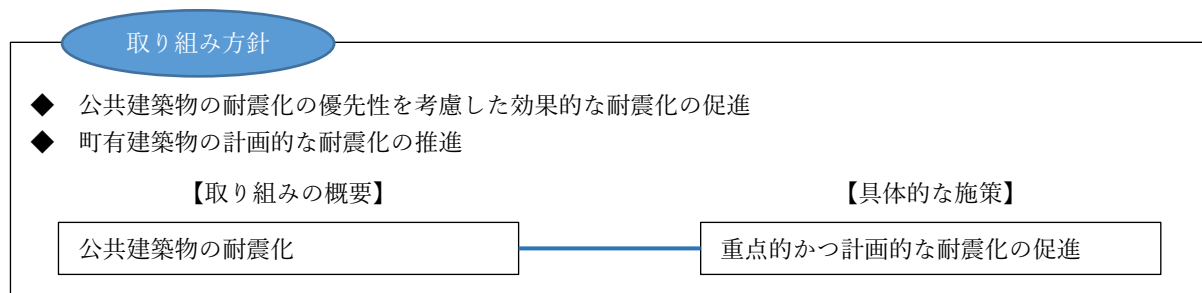
地震に強い安全・安心な築上町のまちづくり 《建築物の耐震化の促進》

### 2) 施策の体系



### 3. 施策の概要

#### 3-1. 公共建築物の耐震化



公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、築上町では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域的条件を考慮し、町民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

#### 具体的な施策

##### ○ 重点的かつ計画的な耐震化の推進

###### ① 公共建築物の耐震化の考え方

多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとする。

###### ② 公共建築物の避難場所の耐震化の推進

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用があるため、特に避難所に指定されている建築物の非構造部材の落下対策を含めた耐震化を推進する。

###### ③ 耐震化の計画

耐震診断が必要な施設については、計画的に耐震診断を実施するとともに診断の結果を踏まえ耐震改修が必要と判断された施設については、診断後速やかに改修を実施することとする。ただし、建築物の利用上又は費用対効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替え、解体等の検討を行うものとする。

#### 3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第14条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

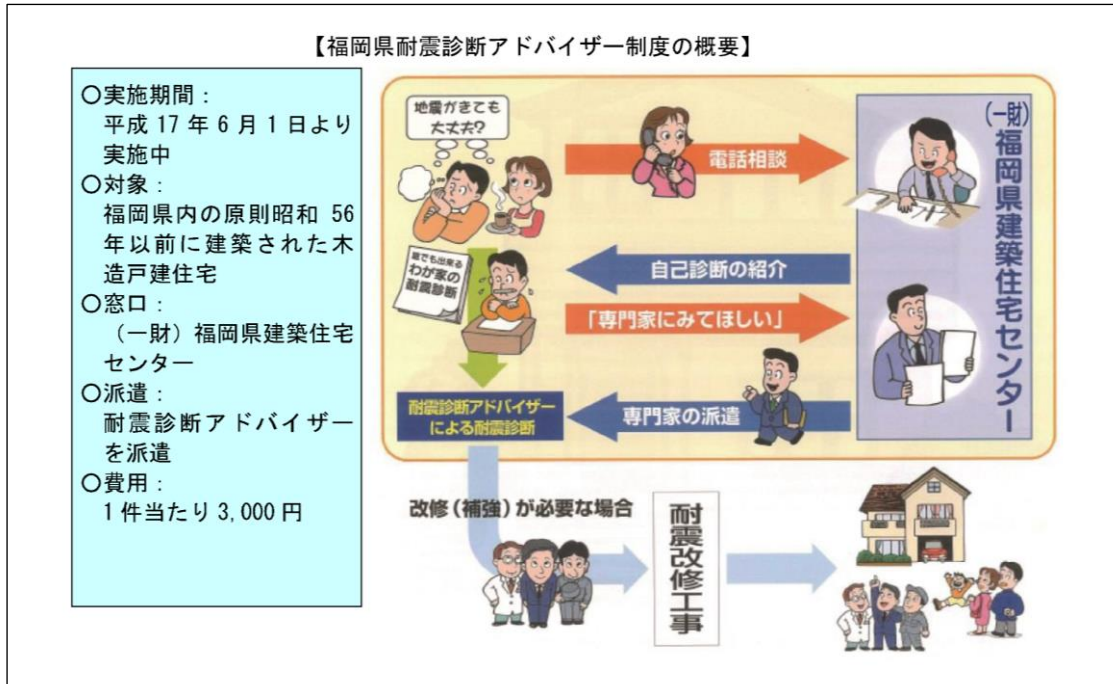
築上町では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

### 3-3. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための住民意識の向上や、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるための支援等を広報啓発し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

#### 1) 福岡県の耐震診断等への支援の紹介

- ◇ 福岡県では、昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣し、耐震改修の支援を行っている。この制度を築上町のホームページや広報誌等を活用し紹介する。



#### 2) 国・県及び関係機関と連携した建物所有者への支援

築上町は、木造戸建て住宅の耐震改修工事について、耐震診断の結果、改修が必要な戸建て住宅について改修費用の一部補助を行っている。

#### 3) 税の優遇措置等の周知

耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

### 3-4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

#### 1) 防災意識の啓発に関する施策

地震発生リスクに対する町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前出張等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。

#### 2) 耐震化の知識の普及に関する施策

地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。

福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

### 3-5. 耐震改修促進に資するその他の施策

#### 1) 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人などの町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を平成31年4月1日より実施している。なお、補助の対象となる道路については、別紙に示す。

#### 2) 総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

### 3-6. 地域における取組みの促進

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されている。

また、福岡県地域防災計画においても「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことをスローガンに掲げている。

本町においても自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなど、組織の日常化、訓練の実施を促していく。

### 3-7. 防災情報の提供

福岡県では、県民への防災・災害・震災に関する情報についてホームページ等を通じてリアルタイムに多様な情報提供を行っている。

本町においても、こうした県が取り組むサービスのほか、防災行政無線や広報誌、SNS、ホームページなど多様な媒体を活用し、定期的な防災情報の提供を積極的に行っていく。

また、平成 24 年度には福岡県地震に対する防災アセスメント調査等の結果を踏まえ、令和 2 年 6 月に築上町地域防災計画の改訂を行っている。

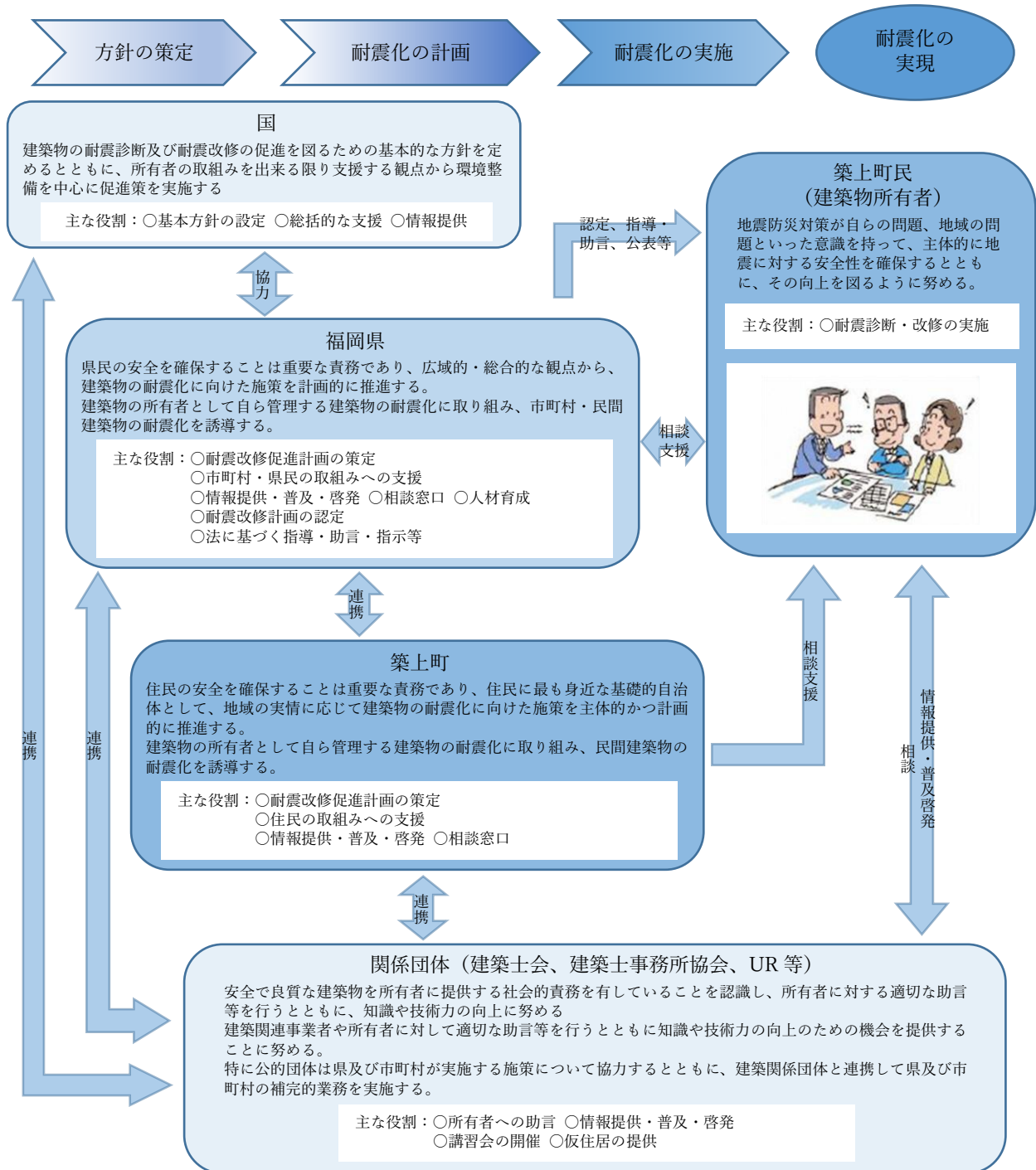
さらに、平成 22 年度に洪水ハザードマップをメインとした防災ハザードマップを全戸配布したが、地域防災計画の修正を踏まえ、令和 3 年度に洪水・土砂災害・津波・高潮・地震などの災害情報を掲載した、より充実した内容の総合的なハザードマップの作成を行い、公表するように努める。

### 3-8. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や住民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、住民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】





### 3-9. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、計画の進行管理が重要である。

住宅や民間特定建築物については、定期的に固定資産税台帳も基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

公共特定建築物については、建築基準法第12条による定期報告制度（3年に1度の報告義務）を活用し、改修の実績把握に努める。

また、進行管理に合わせて、適宜計画の見直しを行うこととする。